

ま え が き

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的に、経済産業省が全国すべての商業を営む事業所について昭和27年から実施しているものです。

昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに本調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)には簡易調査を、平成19年以降は経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施することとしています。

この結果報告書は、平成26年7月1日現在で実施した「平成26年商業統計調査」から、長崎県分について、本県が独自の集計を行い公表するものです。

本県商業の実態を把握した統計資料でありますので、商工行政や商業経営等の基礎資料として、広くご利用いただければ幸いに存じます。

おわりに、この調査にご協力いただきました商業を営む方々ならびに商業統計調査員、商業統計指導員及び各市町関係職員の方々に、深く感謝申し上げますとともに、今後とも統計調査の精度向上のため、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

長崎県県民生活部長 辻 良子

目 次

まえがき

目 次

利用される方々のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

調査結果の概要

1. 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3. 従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4. 年間商品販売額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
5. 市郡別・市町別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
6. 従業者規模別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
7. 経営組織別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
8. 商品流通状況(法人事業所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
9. 百貨店、総合スーパー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
10. 販売形態(小売業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
11. 売場面積(小売業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
12. セルフサービス事業所(小売業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
13. チェーン組織への加盟状況(小売業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
14. 電子商取引の採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
15. コンビニエンスストア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
15. 全国、九州における本県商業の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81

統計表

第1表 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移・・・・・・・・	85
第2表 産業分類細分類別統計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第3表 市町別、産業分類小分類別統計表・・・・・・・・・・・・・・	104
第4表 産業分類細分類別、開設年別・営業時間別事業所数・・	160
第5表 市町別、開設年別・営業時間別事業所数・・・・・・・・	169
第6表 市郡別、商品分類別、事業所数・年間商品販売額・・	172

参考資料

産業分類対応表(平成26年/平成19年)・・・・・・・・・・・・・・・・	213
平成26年 商業統計調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217

利用される方々のために

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって、昭和27年から実施されている。

3. 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計は、昭和27年に調査を開始して以来、昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに本調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)には簡易調査を、平成19年以降は経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施することとしている。

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類1-卸売業・小売業」に属する事業所で、民営の事業所を対象とする。

例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店など)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内にある別経営の事業所についても調査の対象とする。

ただし、前述以外の劇場内、運動競技場内などの有料施設内の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

5. 調査の方法及び経路

商業統計調査は次の 又は の方法及び経路により実施した。

調査員調査方式

調査員が調査対象事業所に調査票を配布し、回収する方法



本社等一括調査方式

商業事業所の本社・本店等が支店、営業所等傘下の商業事業所の調査票を事業

所毎に作成し、本社等で一括して提出する方法

経済産業大臣

対象企業

6. 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など)を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類R - サービス業(他に分類されないもの))とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業(大分類E)に分類される。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人・団体の「有給役員」、「常用雇用者」をいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で、給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、一般に「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者

(5) 年間商品販売額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(6) その他の収入額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもの。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、写真撮影、コンビニエンスストアでのコピー、FAXなどのサービスの提供に対する収入額。

(7) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいう。

客が値札等により各商品の値段が判る表示方式
備え付けの買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどで客が自由に商品を選び取れるシステム
売場の出口などに設置された精算所(レジ)で、客が一括して代金の支払いを行うシステム
商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上において採用している事業所をいう。

(8) 売場面積(小売業のみ)

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために、実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶店、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、便所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)及び売場は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(9) フランチャイズ・チェーン

「フランチャイズ・チェーンに加盟している事業所」とは、事業所(フランチャイジー)が他の事業所(フランチャイザー 本部)との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。例えば、コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどに見られる。

(10) ボランタリー・チェーン

「ボランタリー・チェーンに加盟している事業所」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。例えば、食料品スーパーなどに見られる。

(11) 電子商取引

電子商取引とは、商取引(=経済主体間での財の商業的移転に関わる受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換)のうち、物品の受発注に関わる業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上(インターネットを含む)で行っていることをいう。

(12) 営業時間(小売業のみ)

牛乳小売業(5892)、新聞小売業(6063)については、「営業時間」を調査していないため、営業時間区分の「不詳」としている。

7. 産業分類の格付け

(1) 一般的な格付け

産業分類の格付け方法は、原則として、まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較し、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に、卸売業の場合は、卸売販売額のうち各商品の分類番号の上位2桁で最も多いものによって産業中分類を決め、次に上位3桁で最も多いものによって産業小分類を決め、さらに上位4桁で最も多いものによって産業細分類を決める。小売業の場合も同様である。

(2) 例外的な格付け

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次の表のとおりである。

分類番号	産業分類
5011	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上)
5019	その他の各種商品卸売業
5598	代理商、仲立業
5611	百貨店、総合スーパー
5699	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満)
5811	各種食料品小売業
5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
6031	ドラッグストア
6091	ホームセンター
6092	たばこ・喫煙具専門小売業
61	無店舗小売業

「5011 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

表1の表財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を卸売し、各財(小分類)の販売額が卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいう。

「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額が卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所をいう。

なお、上記、について、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

< 表1 >

財 別 小 分 類	生産財	511(繊維品(衣服、身の回り品を除く))、532(化学製品)、533(石油・ 鉱物)、534(鉄鋼製品)、535(非鉄金属)、536(再生資源)
	資本財	531(建築材料)、541(産業機械器具)、542(自動車)、 543(電気機械器具)、549(その他の機械器具)
	消費財	512(衣服)、513(身の回り品)、521(農畜産物・水産物)、522(食料・ 飲料)、551(家具・建具・じゅう器具等)、552(医薬品・化粧品等)、 553(紙・紙製品)、559(他に分類されない)

「5598 代理商、仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い事業所をいう。

「5611 百貨店、総合スーパー」

表2の衣(中分類57)、食(中分類58)、住(中分類59、60)にわたる商品を小売し、衣、食、住の販売額比率が、いずれも10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の衣(中分類57)、食(中分類58)、住(中分類59、60)にわたる商品を小売りし、衣、食、住の販売額比率が、いずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

< 表2 >

衣・食・住別 中分類	衣	57(織物・衣服・身の回り品)
	食	58(飲食料品)
	住	59(機械器具)、60(その他)

「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいう。

< 表3 >

58 飲食料品小売業	582(野菜・果実)、583(食肉)、584(鮮魚)、585(酒)、 586(菓子・パン)、589(その他の飲食料品)
------------	----------------------------------------------------------------

「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)

「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

「6031 ドラッグストア」

「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

「6091 ホームセンター」

「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

8. 商品分類別の集計について

商品分類別の取扱事業所数及び年間商品販売額は、商品別に計上している。

よって、商品分類別の事業所数の計は延べ事業所数となり、産業分類別に集計した場合の事業所数よりも多くなる。

9. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所である。なお、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「売場面積 1 m²当たり年間販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

- (5) 島原市・深江町については、雲仙・普賢岳噴火に伴う災害のため、平成 3 年には調査を実施していないので、平成 3 年の統計数値には含まれていない。
- (6) 島原市・深江町を含む地域(県計、市計等)、各項目別における対前回調査との増減数、増減率は、平成 6 年の数値から両市町の分を除いた数値を用いて計算している。
- (7) 平成 9 年数値と平成 11 年数値との「前回比(増減率)」については、平成 11 年調査において事業所の捕捉を行ったことから、平成 9 年以前の数値と整合性を保ち、時系列を考慮したもので算出している。このため、公表数値により算出した値とは一致しない。
- (8) 平成 24 年における数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の「I 卸売業・小売業」のうち、管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を除いた数値である。なお、「平成 24 年経済センサス-活動調査」は調査時点が平成 24 年 2 月 1 日現在であることなどから、厳密には商業統計調査の数値と接続しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。
- (9) 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年調査の数値とは接続しない。
- (10) この結果の数値は平成 26 年商業統計調査(指定統計調査第 23 号)の調査票から長崎県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値とは相違することがある。

10. 掲載値の転載

本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、

「長崎県県民生活部統計課 平成 26 年 長崎県の商業」による旨を明記してください。

この確報結果についての照会等は、下記までお願いします。

〒850-8570 長崎市江戸町 2 番 13 号

TEL:代表 095-824-1111(内線 2226) ダイヤルイン 095-895-2226

長崎県県民生活部統計課 商工勤労統計班

長崎県統計課ホームページにおいても確報結果を掲載しています。

WEB で